

# 第1章 はじめに

## 1. 基本方針改定の趣旨

人権とは、人間の尊厳に基づいて、すべての人が等しく持っている固有の権利であり、個人としての生存と自由を確保し、幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

すべての人の人権が尊重され、幸せを実感できるまちづくりを進めていくためには、自分の人権だけでなく、他人の人権についても正しく理解し、お互いに人権を尊重しあう人権共存の考え方が大切です。

田辺市では、2005（平成17）年10月に田辺市民憲章を制定し、五本の柱の一つには「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくりまします」と謳い、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちを築くことを宣言しました。2007（平成19）年3月には、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念とした「第1次田辺市総合計画」を、また同月には、「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」を基本理念とする「田辺市人権施策基本方針」を策定し、人権尊重の精神をまちづくりの基本にしながら、人権施策を総合的かつ効果的に推進しています。その結果、市民の人権問題に対する意識と理解は広がりと深まりを増し、一定の効果が見られました。

しかし、社会を取り巻く人権問題は、女性や子ども、高齢者、障害のある人等に対する人権侵害や同和問題など依然として解決すべき課題は多く、また、近年では、インターネットを悪用した誹謗中傷が顕著になるとともに、プライバシーの侵害や職場でのハラスメント、子どもの貧困問題など複雑かつ深刻化しています。

さらに、東日本大震災や紀伊半島の大水害、またその後における自然災害において多くの生命、財産等が失われるとともに、災害時における避難所運営等での人権問題も顕在化しています。

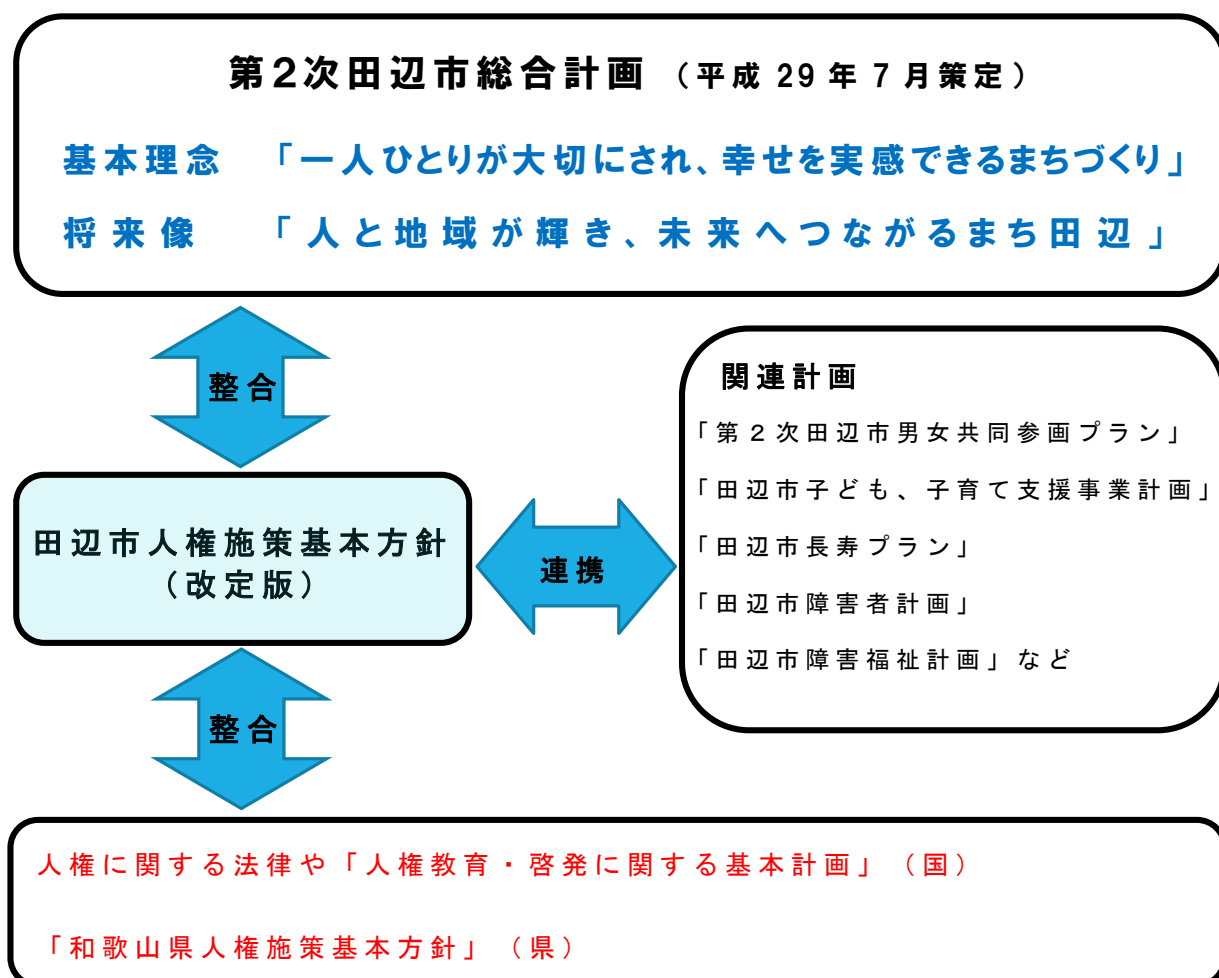
こうした状況の中、2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」に続いて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」及び「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」が施行され、人権問題解消のための法整備が進んでいるところです。田辺市では、人権を取り巻く社会情勢の変化に適切に対応するため、これまでの取組の精神を引き継ぐとともに、基本方針の改定を行うものです。

## 2. 基本方針の位置づけ

この基本方針は、日本国憲法に定める基本的人権の尊重の原則を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の地方公共団体の責務の規定に基づいています。また、策定にあたっては、人権に関する法律をはじめ、**「人権教育・啓発に関する基本計画（国）」**「和歌山県人権施策基本方針（県）」、「第2次田辺市総合計画（市）」等との整合性を図るとともに、市民、行政及び関係機関が連携して人権施策を総合的に推進するための基本的な考え方や方向性を示したものです。

## 3. 第2次田辺市総合計画等との関係性

この基本方針は、第2次田辺市総合計画を上位計画とし、基本理念「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」と、まちの将来像「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」の実現をめざすとともに、人権尊重の精神をまちづくりの基本にしながら、今後も人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、関連部局の諸計画とも連携をするものです。



## 4. 人権をめぐる動向

---

### (1) 国際的な動向

人類の歴史の中で、20世紀は科学技術が急速に発達して人々の夢をはぐくみ、私たちの生活に快適さと豊かさをもたらしました。その一方で、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験するとともに、この間の人権剥奪・人権侵害・人権抑圧等には**甚だしい**ものがありました。

特に、人類に大惨禍をもたらした第二次世界大戦は、「平和のないところに人権は存在し得ない」という大きな教訓を人々に与え、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識となりました。

この精神が1948（昭和23）年に、**国際連合（以下「国連」という。）**で採択された「世界人権宣言」に表され「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と、全世界に表明しています。その後、**国連**では、1965（昭和40）年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を採択し、1966（昭和41）年には、「世界人権宣言」の理念をより具体化し、各国の実施を義務づけるための基本的・包括的な条約として「国際人権規約」を採択しました。その後も、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」などを採択するとともに、「国際人権年」や「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などの国際年を定め、各国に人権確立への取組を提唱してきました。

しかし、こうした取組にもかかわらず、世界各地では地域紛争やテロが多発し、人権侵害や貧困・飢餓・難民問題など生命に関わる深刻な問題が表面化し、世界人権宣言の精神が薄らぐ懸念が生じてきました。

厳しい国際社会の状況を背景として、国連では、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、すべての政府に人権教育を実施するよう行動計画の策定を示し、人権教育を通して人権の文化を世界中に築くための国際的な取組が進められてきました。また、2004（平成16）年には「人権教育のための**世界**計画」を、2006（平成18）年には、「障害者の権利に関する条約」を採択し、多くの国で人権課題の解決に対する取組が進められています。

2011（平成23）年12月には、世界中のすべての人が人権教育・人権研修を享受する権利を持つこと、そして国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」を採択し、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されています。

## (2) 国内の動向

わが国では、1947（昭和22）年に「国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重」を三原則とする「日本国憲法」が施行され、この三原則の一つである「基本的人権の尊重」の理念に基づき、国内の人権尊重・人権擁護に向けた様々な取組が行われています。

1956（昭和31）年の国連加盟以降は、国際社会の一員として1979（昭和54）年の「国際人権規約」をはじめ、1985（昭和60）年の「女性差別撤廃条約」、1994（平成6）年の「子どもの権利条約」、2014（平成26）年の「障害者権利条約」など多くの人権に関する規約や条約を批准してきました。また、日本固有の人権課題である同和問題については、1960（昭和35）年に「同和対策審議会」が設置され、1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」において、「同和問題の解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とされました。これを踏まえて、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、以降は二度にわたる法改正等を経て、2002（平成14）年までの33年間に渡って同和問題の解決に向けて様々な取組が実施されました。

この同和問題解決に向けての取組は、わが国における人権確立への歩みの中で大変重要な役割を果たしました。（この後、6行削除）

こうした流れの中で、1996（平成8）年に「人権擁護施策推進法」が制定され、1997（平成9）年に「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定され、その推進へとつながりました。その後、「人権擁護施策推進法」に基づき設置された「人権擁護推進審議会」では、人権教育・啓発についての施策や人権救済制度の在り方について審議が行われました。

2000（平成12）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、これに基づき2002（平成14）年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが、国及び地方公共団体の責務となりました。

近年では、女性や子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や、「障害者基本法」の改正、「障害者差別解消法」の制定、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「子どもの貧困対策法」という。）」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」など、様々な人権問題解消に関わる新しい制度や枠組みの整備が進んでいるところです。

今後も、あらゆる差別のない社会を実現するため、国及び地方公共団体に、社会情勢の変化等に対応した、相談体制の充実や人権教育・啓発の推進に取り組むことが求められています。

### (3) 和歌山県の動向

和歌山県では、同和問題解決への取組が人権尊重の社会づくりに向けての先導的役割を果たすと考え、1948（昭和23）年には、国に先駆けた独自施策として「地方改善事業補助制度」を創設しました。

1952（昭和27）年には、同和問題解決に向けた調査研究及び県の諮問機関として「和歌山県同和問題研究委員会」を設置し、実態を踏まえた取組を実施してきました。

また、1956（昭和31）年には、同研究委員会を同和問題解決のための指導や実践を行う機関として「和歌山県同和委員会」へと発展的に改組し、「県民みんなの同和運動」を提唱・展開してきました。

その後、国連の動向を受けて「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」を策定し、同和問題をはじめ女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人等の人権問題についても、個別分野ごとの計画を策定するなど、それぞれの課題解決のための取組の幅を広げながら各種施策に積極的に取り組んできました。

そして、2002（平成14）年には、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざした「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、この条例に基づいて、「和歌山県人権施策推進審議会」を設置し、人権行政の政策提言機能の充実を図っています。

2004（平成16）年には、「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」を受け継ぐものとして、「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、人権施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

この基本方針は、2010（平成22）年には改定を行い、年齢層や発達段階に応じた啓発の実施や、企業等における自主的・主体的な人権に関する取組の支援等に努めてきました。しかしながら、社会情勢の変化に伴い人権問題が複雑、多様化していく中で、新たな人権課題の解決に向け、これまでの取組の精神を引き継ぐとともに、人権に関する法令や計画等の動きを踏まえ、2015（平成27）年には「和歌山県人権施策基本方針（第二次改定版）」を策定し、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めています。

**また、あらゆる人権に関する教育啓発の拠点として「公益財団法人和歌山県人権啓発センター」を設置し、人権教育・啓発活動を総合的に推進しています。**

#### (4) 田辺市の取組

合併前の旧5市町村では、戦後の早い時期から、住民と行政が連携し、様々な場と機会をとらえながら、同和問題の解決を中心とした人権施策に取り組んできました。

また、国や県の行動計画に基づき、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ効果的に推進するために、基本計画の策定や庁内の機構改革等を行ってきました。

このような中、2005（平成17）年5月1日、これまでの田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町は市町村合併によって、新しい「田辺市」となりました。田辺市では、同年に田辺市民憲章を制定し、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちを築くことを宣言するとともに、同年、「田辺市人権教育啓発推進懇話会設置要綱」を定め、人権行政の政策提言機能の充実を図っています。

2006（平成18）年12月に、市長を本部長とする「田辺市人権施策推進本部」を設置し、2007（平成19）年3月には、「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」を基本理念とする「田辺市人権施策基本方針」を策定し、人権尊重の精神をまちづくりの基本にしながら、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ効果的に推進しています。

さらに、2013（平成25）年10月には、プライバシーを保護するため、個人の住民票や戸籍謄本が、身元調査のために不正に取得されることを抑止する目的で「田辺市事前登録による本人通知制度」を開始し、差別につながる身元調査の防止と登録を啓発しています。

田辺市では、これまで同和問題をはじめ女性や子ども、高齢者、障害のある人など様々な人権問題の解消をめざし、家庭や地域、職場や学校等のあらゆる場において、お互いの人権が尊重されるよう人権教育・啓発活動を積極的に展開してきました。

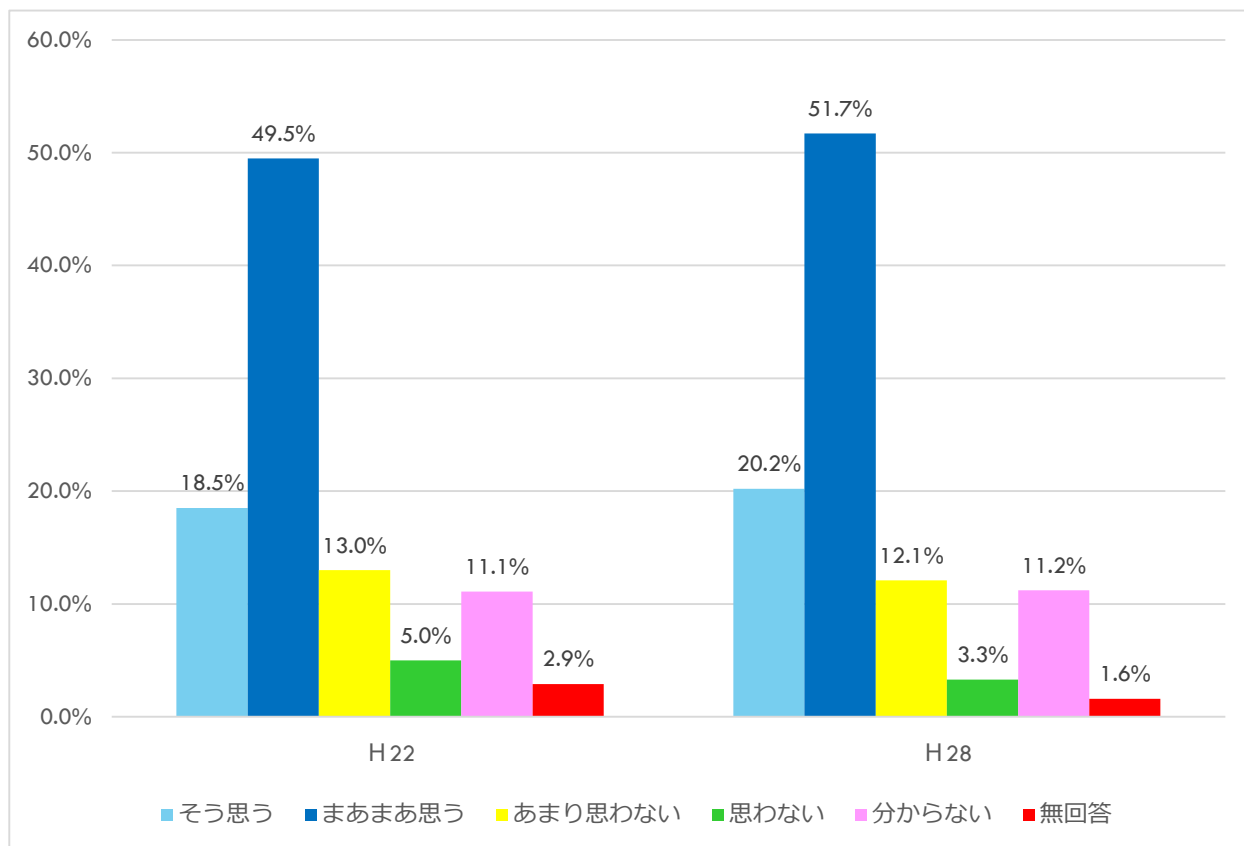
その結果、市民の人権問題に対する意識と理解は広がりと深まりを増し、一定の効果が見られました。

しかしながら、近年、人権を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、様々な人権課題の解決に向けた取組や、法令・諸計画の動きへの対応も踏まえ、人権施策を総合的に推進するための指針として、平成30年度に「田辺市人権施策基本方針」の改定を行いました。

これまでの取組の精神を引き継ぐとともに、成果と教訓を生かし、今後は、この基本方針に基づき、人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ継続的に推進していきます。

## ■「第2次田辺市総合計画策定に関するアンケート」結果より抜粋

質問 身の回りで人権が守られていると思いますか。



- 7割の人が「身の回りで人権が守られている」と思っている。
- 前回調査と比べ、意識は改善（+3.9%）している。

2016（平成28）年度に実施した第2次田辺市総合計画策定に関するアンケートでは、「身の回りで人権が守られていると思いますか。」という質問に対し、「思う」が71.9%、「思わない」が15.4%という結果でした。2010（平成22）年度に比べて3.9ポイントの改善が見られました。